

# 四半期報告書

(第36期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

アルゼ株式会社

東京都江東区有明三丁目1番地25

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	アルゼ株式会社
【英訳名】	ARUZE CORP.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 徳田 一
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目1番地25
【電話番号】	03（5530）3055
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 山崎 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目1番地25
【電話番号】	03（5530）3055
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 山崎 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第35期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高(百万円)	5,146	72,133
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△2,931	23,311
四半期(当期)純利益又は四半期 (当期)純損失(△)(百万円)	△4,115	38,086
純資産額(百万円)	127,953	147,327
総資産額(百万円)	172,814	184,826
1株当たり純資産額(円)	1,599.15	1,841.84
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期(当 期)純損失金額(△)(円)	△51.49	476.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	476.45
自己資本比率(%)	74.0	79.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△11,450	17,063
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△13,659	23,999
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,671	△22,946
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	36,957	56,004
従業員数(人)	1,337	1,325

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの第36期第1四半期連結累計(会計)期間が1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社については「3 関係会社の状況」に記載の通りの異動がありました。

## 3 【関係会社の状況】

(1)当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Molly Investment Cooperatieve U.A.	オランダ アムステルダム	—	カジノリゾート 運営事業	100 (0.1)	当社がフィリピンの土地の取得を目的として融資している

(注)議決権の所有割合の（ ）内は間接所有割合を内数で示しております。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,337 (46)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	360 (16)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
パチスロ・パチンコ事業	2,729
ゲーム機器事業	191
その他の事業	12
合計	2,933

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	受注高	受注残高
パチスロ・パチンコ事業	2,948	6,741
ゲーム機器事業	255	153
その他の事業	14	—
合計	3,217	6,894

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
パチスロ・パチンコ事業	4,151
ゲーム機器事業	690
その他の事業	435
合計	5,277

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、原油価格の高騰や、米国サブプライムローン問題による米国経済の先行き不透明感が拭えぬ状況が続き、円高ドル安、消費者の購買意欲の低下などにより、景気は低調に推移しております。

パチスロ機を取り巻く環境は、平成19年9月末に完了した、過度な射幸性が抑制された5号機への完全移行を背景に、ユーザーのパチスロ離れおよびパチスロ機の設置台数の減少が依然として続いており、楽観視できるような状況には至っておりません。また、平成20年7月7日から7月9日まで北海道洞爺湖にてサミットが開催されることに伴い、全国のホール店舗が入替自粛を実施したことも重なり、市場に影響を及ぼしました。

このように、パチスロ機においては厳しい環境となり、当第1四半期連結会計期間における当社のパチスロ機の販売台数は約4,500台、ソフト交換サービスは約6,200台となっております。

営業外収益につきましては、当社が22.0%の株式を保有する持分法適用会社であるウィン・リゾーツ社(NASDAQ:WYNN)の第1四半期の純利益が46,717千USD(約48億円)となったことなどにより、持分法による投資利益として895百万円を計上しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は5,146百万円、営業損失は3,558百万円、経常損失は2,931百万円、四半期純損失は4,115百万円となりました。

なお、事業セグメント別の業績は以下の通りであります。各業績数値は、セグメント間売上高または振替高及び配賦不能営業費用を調整前の金額で記載しております。

#### ①パチスロ・パチンコ事業

パチスロ・パチンコ事業においては、パチスロ機は4号機から新規則での5号機への入替がほぼ一巡され、5号機の時代を迎えました。しかしながら新規則5号機での射幸性が厳しく抑制され、従来からの固定客離れを引き起こしております。その結果、ホール店舗では5号機の購買意欲が激減し、市場はかつてなく悪化した環境下にあります。その為に昨年の4～6月期のパチスロ市場導入台数は約50万台(注)でありましたが、本年は約17万台(注)と予測を超えた減少となりました。店舗での購買意欲の低下に加えて7月からのサミットに協力がなされ、店舗への約1ヶ月間の入替自粛を業界を上げて実施した影響も重なり、当初の第1四半期計画50,200台に対し、4機種のパチスロ機を市場へ投入したにも拘わらず、販売が約4,500台に、ソフト交換も約6,200台にとどまりました。このような市況悪化から脱すべく、店舗での経費軽減を狙うとともに、新型レンタルシステムを導入および年間12機種のパチスロ機の開発を計画しております。これらの施策を進めております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間におけるパチスロ・パチンコ事業の売上高は、4,151百万円、営業損失は1,171百万円となりました。

(注) 当社グループ調べ

#### ②ゲーム機器事業

海外カジノ向けゲーミング機器事業においては、本年後半の第3四半期での販売体制への準備を進めております。その為、第1四半期と第2四半期は開発商品の開発期間と位置づけ、ネバダ州でのカジノ機器申請及び認可を確保いたしました。またアジア市場への販売拡大を目的とした、マカオでの販売拠点を8月末に開設するため準備をしております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間におけるゲーム機器事業の売上高は690百万円、営業損失は47百万円となりました。

### ③その他の事業

その他の事業における放送事業につきましては、スカイパーフェクTV！にて平成12年6月に配信を開始した「パチンコ・パチスロTV！」がファンのニーズに応えるチャンネルとして、引き続き確かな支持を得ております。

携帯サイト運営事業につきましては、アルゼグループ内の開発会社である、株式会社セブンワークスとの強い連携のもと、パチスロ実機との連動をより意識したコンテンツ展開を「アルゼ王国」サイト内にて実現しております。

また、「スーパーリアル麻雀」サイトにおいては大掛かりなりニューアルが完了し、新しいファン作りに貢献しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における、その他の事業の売上高は435百万円、営業利益は46百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失を2,842百万円計上したこと、仕入債務が4,619百万円減少したこと等により11,450百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付けによる支出13,477百万円があったこと等により13,659百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額4,796百万円等がありましたが、短期借入金の純増加額2,425百万円や預り金の増加額13,392百万円等により10,671百万円の収入となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、36,957百万円となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は729百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある項目は、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。以下の記載は、当社グループの事業に関するリスクをすべて網羅するものではありません。

#### ①パチスロ・パチンコ事業

パチスロ・パチンコ事業においては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、国家公安委員会規則第四号（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則）で定められた「技術上の規格」に適合することが必要であり、機種毎に指定試験機関（財団法人保安電子通信技術協会）による型式試験及び各都道府県の公安委員会の型式検定を受けております。これらの法律・規格の改廃が行われた場合においても、当社は業界の動向及び他社申請状況の分析に基づき、計画的、戦略的に申請を実行いたしますが、行政当局の指導や業界による自主規制などにより大きな変更を余儀なくされた場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、業界における嗜好性等の変化、所得状況を含む国内の景気動向により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### ②ゲーム機器事業

当社グループでは、海外向けゲーミング機器の製造・販売を行うため、各国現地のゲーミング関係委員会において製造者及び販売者ライセンスを取得しておりますが、ライセンスの適格性を失った場合には、該当国への製品供給・販売が出来なくなることから、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### ③為替リスク

当社グループは、今後、更に積極的に世界の各地域に向けゲーミング機器を販売する予定であり、外貨建ての販売も増加することが予想されることから、為替レートの変動によって当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの連結財務諸表の作成に当たっては、グループ内の海外関係子会社について各子会社の外貨建て損益及び資産・負債を円換算して連結財務諸表に取り込むことから、通貨の為替レート変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。



#### ④訴訟関係

当社グループでは係争中の案件が複数あり、これら訴訟の判決結果によっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。引き続き、訴訟リスクの回避に継続して努力してまいります。第三者から新たに提訴された場合、その判決結果によっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

なお、現在係争中の主な案件内容につきましては、「四半期連結貸借対照表関係 2. 偶発債務(1)訴訟事件等」に記載の通りであります。

#### (6)経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間においては、当社が22.0%の株式を保有する持分法適用会社であるウィン・リゾート社(NASDAQ:WYNN)の第1四半期の純利益が46,717千USD(約48億円)となったことなどにより、当社は持分法による投資利益として895百万円を計上しております。また、パチスロ・パチンコ事業におけるパチンコ機につきましては、従来には無い画期的な新型パチンコ機を開発し、本年8月には申請認可を狙い進捗を進めております。今期の後半には第2の主力商品と位置づけて最低でも50千台の販売を計画しております。

各事業の今後の見通しにつきましては下記の通りであります。

#### ①パチスロ・パチンコ事業

新しい5号機はギャンブル性を極端に規制され、従来の客層から見放されてきました。そこで、新規のプレイヤーの集客と育成を目指し、パチスロ機本来の面白さを理解していただくため、「業界の原点回帰」を掲げ、ゲーム性を強化したリーチ目機の新モデルシリーズを3機種開発し、第2四半期以降も、ゲーム性を強化した機種を継続的にリリースして市場シェアを高めてまいります。また、顧客のコスト負担の軽減を目的として、更なる改良を加えた新レンタルシステムをスタートさせ、通期パチスロ機210千台の市場導入を計画しております。さらに、下期計画では、新しいコンセプトを盛り込んだパチンコ機の製造を10月頃から開始して、通期50千台の販売を計画しております。新規性があり市場競争力のある魅力的なパチンコ機を投入していく予定であります。

#### ②ゲーム機器事業

海外カジノ向けゲーミング機器事業につきましては、Aruze Gaming America, Inc.が中心に事業展開を行っており、米国、オーストラリア、南アフリカの3拠点に加え、成長著しいマカオに販売拠点を開設いたします。海外カジノ向けゲーミング機器事業の積極的展開を図ってまいります。また、海外カジノ向け次世代ゲーミングマシン「G-WAVE シリーズ」の導入を強化し、販売拡大に努め、第2四半期以降の本格販売へ繋げてまいります。

#### ③カジノリゾート運営事業

カジノリゾート運営事業につきましては、アジア地域において当社独自でのカジノリゾート運営を計画しております。世界最高級の施設建設・運営を実施するため、ホテル建設と運営に関する豊富な知識と経験、魅力的な施設作りに関するノウハウ、カジノリゾート運営に精通した優秀な人材を中心としたプロジェクトチームを設置して推進いたします。

#### ④その他の事業

放送事業につきましては、当社100%子会社である日本アミューズメント放送株式会社が、平成18年10月に自社収録スタジオを開設したことにより、番組、プロモーションビデオ撮影、編集の一貫作業が可能となりました。パチスロ・パチンコ業界の一大情報メディアとして、常に新しいサービスとコンテンツを模索しながら、ファンの皆様に親しまれる番組作りに取り組んでまいります。

携帯サイト運営事業を柱とするメディアコンテンツ事業は、「アルゼ王国」サイトを実機販売と連動するメディアと位置づけ、プレイヤーやユーザーに向けての情報発信機能を強化し、今後は実機販売と連動したプロモーション活動を強化してまいります。

また、ライセンス事業やマーチャンダイジング事業(商品化事業)については、アルゼグループのコンテンツ資産を更に高める活動とすべく、事業基盤を固めてまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	324,820,000
計	324,820,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	80,195,000	80,195,000	ジャスダック証券取引所	—
計	80,195,000	80,195,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	212
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	243,400
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,434 資本組入額 1,217
新株予約権の行使の条件	当社および当社子会社の取締役・監査役および従業員の地位を保有する場合に限り権利を行使することができる。ただし、新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
消却の事由及び条件	①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ②新株予約権の割当てを受けた者が、上記「権利行使の条件」に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権は無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。なお、質入等の処分を行うことはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	780
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	391,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成23年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,962 資本組入額 2,481
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社子会社の取締役または当社もしくは当社子会社の執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。
取得の事由及び条件	①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。 ②新株予約権者が、上記「権利行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権は無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 なお、質入等の処分を行うことはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、新株予約権と同じとする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権と同じとする。

②平成19年6月28日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,262
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445,200
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成23年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,426 資本組入額 2,713
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあることを要する。
取得の事由及び条件	①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合には、無償で新株予約権を取得することができる。 ②新株予約権者が、上記「権利行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 なお、質入等の処分を行うことはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤新株予約権を行使できる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、新株予約権と同じとする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権と同じとする。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	80,195,000	—	3,446	—	7,503

- (5) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

### (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 260,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 79,933,200	799,244	—
単元未満株式	普通株式 1,800	—	—
発行済株式総数	80,195,000	—	—
総株主の議決権	—	799,244	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8,800株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数88個が含まれておりません。

#### ② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
アルゼ株式会社	東京都江東区有明三丁目1番地25	260,000	—	260,000	0.32
計	—	260,000	—	260,000	0.32

### 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	3,840	3,940	3,470
最低（円）	3,020	3,130	3,060

（注） 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人五大による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	16,591	32,613
受取手形及び売掛金	13,668	15,331
有価証券	20,365	23,391
製品	2,018	2,280
半製品	1,558	429
原材料	21,325	19,327
仕掛品	3,358	5,849
その他	11,328	9,495
貸倒引当金	△137	△175
流動資産合計	90,077	108,543
固定資産		
有形固定資産	※1 18,971	※1 19,764
無形固定資産		
のれん	560	602
その他	420	457
無形固定資産合計	980	1,060
投資その他の資産		
投資有価証券	46,215	51,635
その他	19,032	6,179
貸倒引当金	△2,477	△2,371
投資その他の資産合計	62,771	55,443
固定資産合計	82,723	76,267
繰延資産	13	15
資産合計	172,814	184,826

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,878	7,497
短期借入金	2,500	49
1年内返済予定の長期借入金	1,606	872
1年内償還予定の社債	2,300	2,300
未払法人税等	968	3,965
賞与引当金	581	298
その他	26,161	12,865
流動負債合計	36,996	27,849
固定負債		
社債	3,200	3,350
長期借入金	834	1,719
その他	3,830	4,580
固定負債合計	7,864	9,650
負債合計	44,861	37,499
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,446	3,446
資本剰余金	7,503	7,503
利益剰余金	129,358	138,270
自己株式	△1,636	△1,636
株主資本合計	138,672	147,584
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	31
為替換算調整勘定	△10,877	△389
評価・換算差額等合計	△10,844	△357
新株予約権	126	99
純資産合計	127,953	147,327
負債純資産合計	172,814	184,826

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	5,146
売上原価	2,796
売上総利益	2,350
販売費及び一般管理費	※ 5,909
営業損失(△)	△3,558
営業外収益	
受取利息	52
受取配当金	206
持分法による投資利益	895
その他	65
営業外収益合計	1,220
営業外費用	
支払利息	33
為替差損	541
その他	17
営業外費用合計	593
経常損失(△)	△2,931
特別利益	
前期損益修正益	27
固定資産売却益	3
貸倒引当金戻入額	88
その他	24
特別利益合計	145
特別損失	
前期損益修正損	24
減損損失	32
その他	0
特別損失合計	56
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,842
法人税、住民税及び事業税	411
法人税等調整額	861
法人税等合計	1,273
四半期純損失(△)	△4,115

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,842
減価償却費	1,412
減損損失	32
のれん償却額	89
賞与引当金の増減額(△は減少)	283
貸倒引当金の増減額(△は減少)	67
受取利息及び受取配当金	△259
支払利息	33
有形及び無形固定資産売却損益(△は益)	△3
有形及び無形固定資産除却損	0
前期損益修正損	24
前期損益修正益	△27
売上債権の増減額(△は増加)	1,485
たな卸資産の増減額(△は増加)	△971
未収入金の増減額(△は増加)	2,432
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△4,649
長期未収入金の増減額(△は増加)	318
破産更生債権等の増減額(△は増加)	39
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,619
未払金の増減額(△は減少)	△558
前受金の増減額(△は減少)	△1,010
その他の流動負債の増減額(△は減少)	1,285
その他の固定資産の増減額(△は増加)	302
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△667
その他	28
小計	△7,774
利息及び配当金の受取額	308
利息の支払額	△19
法人税等の支払額	△3,965
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,450

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△174
有形固定資産の売却による収入	37
無形固定資産の取得による支出	△22
無形固定資産の売却による収入	0
貸付けによる支出	△13,477
貸付金の回収による収入	4
子会社株式の取得による支出	△53
敷金及び保証金の差入による支出	△7
敷金及び保証金の回収による収入	16
その他	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,425
長期借入金の返済による支出	△199
社債の償還による支出	△150
自己株式の取得による支出	△0
配当金の支払額	△4,796
預り金の増減額 (△は減少)	13,392
その他	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,671
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,609
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△19,047
現金及び現金同等物の期首残高	56,004
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 36,957

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、ARUZE Investment Co., Ltd. は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 17社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、当該変更に伴う損益及びセグメント情報に与える影響はありません。 (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,887百万円</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>(1) 訴訟事件等</p> <p>① _____</p> <p>② _____</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,846百万円</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>(1) 訴訟事件等</p> <p>① 平成10年度に係る税務更正処分の審査請求につき、東京国税不服審判所で審理されてまいりましたが、平成16年1月29日付で裁決がなされました。当該裁決の結果、更正所得金額は、当初の2,949百万円より16百万円減額された2,932百万円となりましたが、当社は本裁決を不服として、平成16年4月27日付で東京地方裁判所へ法人税更正処分取消訴訟を提起いたしましたところ、平成19年2月23日、当社の主張をほぼ全面的に認め、当該更正処分を取り消す旨の判決が言い渡されました。なお、国側は本件を不服として、平成19年3月9日に控訴を提起いたしました。平成20年2月20日に当社勝訴の判決が言い渡され、期間内に国側が上告しなかった為、本件訴訟は終了しております。なお、3月14日付けにて、東京国税局より法人税の還付金16億6,530万3,600円が還付されており、残りの地方税については後ほど還付されると思慮致します。</p> <p>② 当社の元役員真鍋勝紀氏の個人資産管理会社であるケイエム企業(株)より、当社と締結していた「株式売買予約契約書」に基づく同社所有のSigma Game, Inc. 株式の譲渡に関して、当社が米国ゲーミングボードの許可を得られなかったために、株式の譲渡ができなかったとする違約金請求訴訟(請求額3,000万米\$)を平成14年10月31日付で東京地方裁判所に提起され、平成18年1月17日付でケイエム企業(株)の請求を全面的に認める判決が下されました。これに対して当社は、本判決を不服とし平成18年1月18日付で控訴いたしました。</p> <p>また、上記訴訟に関連して、アドアーズ(株)が真鍋氏に対して、貸付金2,074百万円の支払請求訴訟を提起し、第一審はアドアーズ(株)勝訴の判決が下されました。当社は、上記貸付金につき、債務保証をしておりましたが、平成18年3月30日、上記貸付金債権2,074百万円を譲り受けたため、当該貸付金の債権者となり、同時に保証債務(2,074百万円)は消滅しました。そこで、当社は、同貸付金債権の譲り受けを原因として、上記訴訟に訴訟参加し、原告の地位をアドアーズ(株)から承継しました。</p>



当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>③ 平成15年6月に当社が発売したパチスロ機「ゴールドX」においてプログラム上の不具合があったことに起因して、パチスロ機設置場所の閉鎖に伴う逸失利益等の損害を被ったとして、販売先48社が平成16年8月から平成19年4月にかけて損害賠償請求訴訟6件(請求額合計約335百万円)を東京地方裁判所に提起しており、現在、上記販売先48社のうち23社が訴訟を取下げ、1社が和解をしており、第1四半期連結会計期間末時点で提訴している販売先は24社(4件)で、損害賠償請求額合計は約260百万円となります。上記、損害請求訴訟4件の内2件につき、1件は、平成19年4月17日に原告が勝訴したため当社は控訴しましたが、平成20年4月24日に、当社に対し約458万円の支払を命じる控訴審判決がなされ、当社は本判決を不服として上告しております。もう1件は、平成19年10月31日に原告が勝訴したため当社は控訴しましたが、平成20年4月24日に、当社に対し約226万円の支払を命じる控訴審判決がなされ、当社は本判決を不服として上告しております。</p>	<p>その後、真鍋氏は、平成18年7月27日、ケイエム企業(株)より違約金債権のうち、2,074百万円部分について債権譲渡を受けたうえ、平成18年8月7日、当社がアドアーズ(株)から譲受けた貸付金債権との相殺を求めて上記訴訟に訴訟参加しましたところ、平成18年10月31日、東京高等裁判所は、当該相殺の結果、ケイエム企業(株)が有している残額1,180万880米\$につき、同社の請求を認める判決を言渡しました。当社は、当該判決には審理不盡・理由不備の違法があるものとして、平成18年11月13日に上告受理申立を行いました。平成19年10月4日付をもって上告受理しない旨の決定がなされました。</p> <p>なお、同社は当控訴審判決の仮執行宣言に基づき、平成18年12月、当社が第一審判決の執行停止保証金として供託した金3,200百万円に対し強制執行を行い、そのうち、1,412百万円を取得しています。また当社は、平成19年3月2日に東京地方裁判所に対し、上記供託金残金1,788百万円につき、担保取消申立手続を行っておりましたが、同年6月4日に申立を棄却する旨の決定がなされたため、東京高等裁判所へ抗告致しましたが、同年7月20日に抗告を棄却する旨の決定がなされました。なお、本訴の上告受理棄却決定を受け、同年12月26日、東京地方裁判所に対し、再度担保取消申立を行い、平成20年2月6日付で取消を認める決定が確定致しました。これにより供託金残金1,788百万円の取り戻し手続を行い、同年2月26日付で払戻がされたことにより、本件は終了しております。</p> <p>③ 平成15年6月に当社が発売したパチスロ機「ゴールドX」においてプログラム上の不具合があったことに起因して、パチスロ機設置場所の閉鎖に伴う逸失利益等の損害を被ったとして、販売先48社が平成16年8月から平成19年4月にかけて損害賠償請求訴訟6件(請求額合計約335百万円)を東京地方裁判所に提起しており、現在、上記販売先48社のうち23社が訴訟を取下げ、1社が和解をしており、期末時点で提訴している販売先は24社(4件)で、損害賠償請求額合計は約260百万円となります。上記、損害請求訴訟4件の内2件につき、1件は、平成19年4月17日に、原告の請求金額約511百万円に対し約480百万円の支払を命じる判決がなされ、当社は本判決を不服として控訴を行っております。もう1件は、平成19年10月31日に、原告の請求金額約703百万円に対し約230百万円の支払を命じる判決がなされ、当社は本判決を不服として控訴をしております。</p>

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
④ 日本電動式遊技機特許(株)は当社に対して、パテントプール方式による特許の実施許諾に関する契約に基づき特許実施料債権を有するとして、平成10年度から平成17年度までの特許実施料として約3,435百万円の支払を求めて、平成18年5月26日付で東京地方裁判所に訴訟を提起しました。これに対して当社は、本訴状の請求の原因には理由がないものとして応訴しております。	④ 日本電動式遊技機特許(株)は当社に対して、パテントプール方式による特許の実施許諾に関する契約に基づき特許実施料債権を有するとして、平成10年度から平成17年度までの特許実施料として約3,435百万円の支払を求めて、平成18年5月26日付で東京地方裁判所に訴訟を提起しました。これに対して当社は、本訴状の請求の原因には理由がないものとして応訴しております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
研究開発費	729 百万円
給与手当	1,227
減価償却費	105
のれん償却額	89

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
	(百万円)
現金及び預金勘定	16,591
有価証券勘定	20,365
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	36,957

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 80,195千株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 260千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 126百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,796	60	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	パチスロ・パチンコ事業 (百万円)	ゲーム機器事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	4,151	690	435	5,277	(131)	5,146
営業利益(又は営業損失)	(1,171)	(47)	46	(1,173)	(2,386)	(3,558)

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
パチスロ・パチンコ事業	パチスロ機、パチンコ機、同関連部品、同周辺機器
ゲーム機器事業	業務用ゲーム機、家庭用ゲーム機（ゲームソフトを含む）
その他の事業	放送事業

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 26百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,599.15円	1株当たり純資産額 1,841.84円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	△51.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失(百万円)	△4,115
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	△4,115
期中平均株式数(千株)	79,934
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 関連会社の自己株式取得 当社の持分法適用海外関連会社であるWynn Resorts, limitedは、平成19年6月7日付け取締役会にて1,200百万US\$を上限とする自己株式(転換社債を含む)の取得を決議し、平成20年4月1日から平成20年6月30日までに株式市場を通じ普通株式419.5万株を359.4百万US\$で取得いたしました。 また、平成20年7月10日付け取締役会にて上限を1,700百万US\$といたしました。 これに伴い、平成21年3月期の第2四半期以降の連結財務諸表において、連結貸借対照表の投資有価証券にのれん相当額が生じ、連結損益計算書の持分法による投資損益にのれん償却費相当額が反映される見込みです。

(リース取引関係)

著しい変動がないため、記載しておりません。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

四半期連結貸借対照表関係の注記2. 偶発債務 (1) 訴訟事件等に記載のとおりであります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

アルゼ株式会社

取締役会 御中

監査法人五大

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 勇三 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齊藤 栄太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルゼ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルゼ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、持分法適用海外関連会社であるWynn Resorts, limitedは、平成19年6月7日付け取締役会の自己株式取得の決議に基づき、平成20年4月1日から平成20年6月30日までに株式市場を通じ普通株式359.4百万US\$を取得し、これに伴い、平成21年3月期の第2四半期以降の連結貸借対照表の投資有価証券にのれん相当額が生じ、連結損益計算書の持分法による投資損益にのれん償却費相当額が反映される見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【会社名】	アルゼ株式会社
【英訳名】	ARUZE CORP.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 徳田 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目1番地25
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長徳田一は、当社の第36期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。